

木簡から読む古代のふくい

—新たに報告された木簡を中心に—

館野 和己*

はじめに

1. 若狭国関係木簡を読む
 - (1) 飛鳥地域
 - (2) 藤原宮跡
 - (3) 平城宮・平城京跡
 - (4) 八条北遺跡
 - (5) 宮町遺跡
 - (6) 長岡宮・長岡京跡
2. 高志国・越前国関係木簡を読む
 - (1) 藤原京跡
 - (2) 藤原宮跡
 - (3) 平城宮・平城京跡
 - (4) 長岡宮・長岡京跡
3. 新たな知見
 - (1) 新たに知られた地名
 - (2) 「消えた」里名
 - (3) 角鹿の塩
 - (4) 越前介佐味虫万呂

おわりに

はじめに

『福井県史 資料編1 古代』（一九八七年）（以下、『資料』）が刊行されて既に二八年近く経った。そこでは一四〇点以上の「若狭・越前国関係木簡」を紹介した。さらに『福井県史研究』一〇（一九九一年）に「若狭・越前国関係木簡補遺」（以下、「補遺」一〇）を執筆し、新出木簡七〇点を報告した。九三年に刊行された『福井県史 通史編1 原始・古代』（以下、『通史』）では、そこまでの成果を取り入れているところである。その後も木簡の出土は続いたため、『福井県史研究』

* 奈良女子大学文学部教授、福井県文書館記録資料アドバイザー

一二・一六（一九九四・九八年、以下、「補遺」一二・一六）でも、それぞれ田中正人・的矢俊昭氏によって補遺が報告されている。

それからも既に十七年の月日が過ぎ、その間に出土した木簡、かつて出土したが新たに報告された木簡、あるいは積文が改められた木簡などがかなりの分量に達した。そこでそれらを紹介しつつ、木簡から読み取れる古代のふくい（若狭・越前）を見ていくことにしたい。木簡の事例は後掲の資料編に載せ、本文中で用いる略号等はその凡例に記した。紹介にあたっては基本的な読み方も説明して、木簡の理解に資するようにしたい。なお各木簡についての詳しい情報は、資料編に記した各報告書をご覧ください。

ところで今回報告する木簡は一点を除き、都城遺跡から出土したものである。都城から若狭・越前などの地方の木簡が出土するのは、貢進された税物に荷札が付けられていたからである。それにはどこの誰が、何という税として何をどれだけ、いつ出したかという内容が記されている。ただし一部を省略するものが多く、全ての要素を書いているとは限らない。今回紹介するのは、基本的に税の荷札の木簡である。若狭と越前の順に、それぞれ時代を追って遺跡ごとに分けて説明する。同一遺跡内の複数の出土地点については、順不同であることをお断りしておく。

ところで具体的に木簡を見ていく前に、地方行政組織について少し説明しておく。大宝元年（七〇一）に制定された大宝令によると、地方には国－郡－里という組織が作られたが、そのうち里は五十の戸¹という、戸籍に登録されて範囲が決められた家族集団から構成されていた。七世紀中頃の孝徳天皇の時には、郡の前身としての評が組織された。郡も評も「こおり」と読む。そして評の下に五十戸という組織が置かれたが、天武十年（六八一）から十二年の間にそれが里と書かれるように変化したことが、これまでに出土した木簡から知られている¹⁾。

里はその後、霊亀三（養老元）年（七一七）には郷と名称が変わり、その内部が二ないし三に細分され、それを里というようになった²⁾。その制度を郷里制と呼んでいる。しかし天平十二年（七四〇）からは里が廃止されて、以後は郷のみとなったのである。

全国にあった郡・郷の名は、十世紀に作成された漢和辞書である『和名類聚抄』（以後、『和名抄』）によって知ることができる。若狭・越前の郷を調べる時も、これが基本的資料となるのである。

『和名抄』によると、若狭は遠敷・大飯・三方の三郡からなる。このうち大飯郡は天長二年（八二五）七月に遠敷郡の西部が分割されて成立した郡である（『日本紀略』同月辛亥条）。今回紹介する木簡はいずれも延暦年間以前のものなので、大飯郡は現れない。

一方同じく『和名抄』によると、越前には敦賀・丹生・今立・足羽・大野・坂井の六郡があるが、これも当初からのものではない。律令制が成立した頃には、加賀・能登国の地域も越前に含まれていた。養老二年（七一八）五月に越前国内東端の羽咋・能登・鳳至・珠洲の四郡を割き取って、能登国が成立した（『続日本紀』同月乙未条）。その後能登国は天平十三年（七四一）十二月に一旦は越中に統合されたが（同月丙戌条）、天平宝字元年（七五七）五月に復活したのである（同月乙卯条）。また弘仁十四年（八二三）三月になると、当時の越前国の東端に位置する江沼・加賀二郡を割いて加賀国が成立した（『日本紀略』同月丙辰朔条）。さらに同年六月には江沼郡から能美郡が、加賀郡からは石川郡が分かれ、加賀国は四郡となるとともに、越前でも丹生郡から今立郡が分かれ（『日本紀略』同

月丁亥条)、『和名抄』に見られるような六郡になったのである。今回報告する越前木簡は延暦以前なので、まだ加賀国と今立郡は成立していない。ただ本稿では、後に能登国と加賀国に属することになる諸郡、すなわち福井県に含まれない地域については省略する。

1. 若狭国関係木簡を読む

(1) 飛鳥地域

まず奈良県明日香村の飛鳥地域から出土した木簡から見ていく。

a 飛鳥京跡とは、同村岡にある史跡・伝飛鳥板蓋宮跡周辺の遺跡である。そこでは三時期にわたる七世紀代の宮跡が確認され、古い時期から舒明天皇の飛鳥岡本宮、皇極天皇の飛鳥板蓋宮、そして齐明天皇の後飛鳥岡本宮（それが一部増築されて天武天皇の飛鳥浄御原宮となる）と考えられている。

a 1には最初に野五十戸と書かれている。五十戸なので前述したように、天武十二年以前とみられる。ここには国・評名が書かれていないが、奈良時代の若狭国遠敷郡野里（郷）（「補遺」一〇—一四など）、『和名抄』に見える野里郷の前身とみられる。

1は野五十戸に属する秦勝黒閑と秦勝掠人の二人が、「并せて」、つまり合計で二斗になる何かを納入したことを意味する。何かは書かれていないが、これまでに出土している木簡から判断して、塩とみられる。律令制下では塩を出す税目として調があり、正丁（二一歳以上六〇歳以下の男子）は三斗出すことになっていた。しかし七世紀においてはそれが二斗であったことが木簡から知られる（『資料』一・三など）。したがってこれも調塩の荷札とみられる。なお当時の斛は現在より小さく、四五%前後だったので、一斗は八斗ほどである。

なお型式番号031は、上下両端の左右に切り込みのあることを示す。切り込みに紐をかけ、荷に荷札を縛り付けた。また人名の構造を説明しておく、秦勝黒閑の秦は氏の名で黒閑が個人名である。秦の下にある勝は姓といい、氏の職掌などによって異なる姓が与えられ、また天武十三年（六八四）には八色の姓が定められ、氏の序列を表すようにもなった。姓には他に朝臣・臣・連・公・首・忌寸などがあり、省略することもできる。

b～dの飛鳥池遺跡は、飛鳥寺の東南に位置し、近世の溜め池・飛鳥池のあった地で見つかった遺跡である。遺構は南北に分かれ、南地区は七世紀後半頃の国家的工房、北地区は七世紀後半から八世紀初頭頃の飛鳥寺とその禅院に関わる施設である。

b 1の丁亥年は持統元年（六八七）である。ここでは国名・評名・五十戸の名が揃って書かれている。ただし国名は「若佐」とだけあり、「国」を書かない。古い時期の荷札によく見られる特徴である。また「若佐」と書くのは七世紀の藤原宮跡出土木簡に目立ち（『資料』二・五・七など）、「若狭」より古い表記である。小丹評は正確には小丹生評であり、後の遠敷郡のことである。木津部五十戸は、これまでは木ツ里（『資料』七）・木津郷（同二五など）として知られており、木津部表記は初例である。和銅六年（七一三）に諸国の郡・里の名は良い漢字二文字で表記するように定められた（『続日本紀』同年五月甲子条、『延喜式』民部上郡里名条）。小丹生が遠敷となったのも、木津部が木津となったのも同じ理由であろう。『和名抄』には大飯郡に木津郷の名が見えるが、それは前述のように天長二年（八二五）に遠敷郡から大飯郡が分かれたためである。この木簡も a 1と同じく、

はたひとのこかね
秦人小金が塩を二斗出したことを示すものであろう。

c 1 は上部に切り込みがあるが下が折れていて、わずかに地名が知られるだけである。039は材の一端の左右に切り込みがあるが、他端は折れていて原形の失われたものを表す。三分五十戸という名はこれまで知られていないものであった。この木簡については次の(2) b 1と一緒に説明する必要があるので、後に譲ることにする。

d 1 もほとんど読めないが、木津(部)里の人が仍利を六斤出したことを示す。物品名「仍利」は「乃利」のことだろうか。「仍利」は「○仍利」のように上にまだ字がある可能性もあり、「のり」あるいは「ふのり」ではなかろうか。隱岐の例だが知夫利評(後の知夫郡)大結五十戸からの「乃利六斤」の荷札がある(『集成』一七一)。

e 飛鳥寺の北西にある石神遺跡では、斉明天皇の時代の饗宴施設、天武朝の官衙施設などの遺構が見つかっている。1は竹田部五戸から六斗入りの俵を出すことを示すが、国・評・里名を書かない異例のものである。竹田部に関する地名として、三方評竹田部里(『資料』一二～一四)・三方郡竹田(部)里(同四五・四六)などがある。律令制下では五十戸からなる里内に、五保と呼ばれる五戸ずつの組織が作られ、相互扶助・監視の役割を担った。竹田部五戸というのは、竹田(部)里内の五戸であろうか。あるいは「五十戸」を書き誤ったのかもしれない。税物である俵六斗はその分量からすると、庸として出した米の可能性はあるが、貢進者の名も見えない。ただし竹田部五戸が三方評竹田部里に属する五戸である確証はない。なお型式番号の033は、長方形の材の一端の左右に切り込みを入れ、他端を尖らせたものを表す。

(2) 藤原宮跡

藤原宮は持統八年(六九四)から和銅三年(七一〇)までの都であるが、その造営工事は天武朝まで溯る。a 1は『資料』九で報告したが一部釈文が改められ、小丹(生)評に従車里という里名が知られるようになった。「従」字は木簡では「人」を二つ左右に並べた字体に作る。それは「従」の本字である。旧字体「従」の傍の上部には「人」が二つ並ぶ。従車里に音が近いものとしては、『和名抄』によると越前国敦賀郡と丹生郡に従者郷(「補遺」一〇-四五)がある。それは「之度无倍」と読まれる。「従車」は「従者」の同音異字表記であろうか。

しかしこれまで若狭では従者里(郷)郷の荷札は出土していないし、『和名抄』にもない。確かに字形としては「従」だが、「以」の書き誤りという可能性はないだろうか。「以」なら「口」と「人」を左右に並べる、似た異体字もある。もしこれが成り立つなら「以車」で「くるまもち」と読み、これまでに知られている遠敷郡車持郷(「補遺」一〇-三〇、後述の(3) b 1など)にあたることになる。

裏面の「移部止己麻」は人名である。「部」はおおごと部分のみ書かれ、「ア」のような字体となっている。「移」は古くは「ヤ」と読まれたから、ヤベと読み山部のことである可能性が指摘されている(『集成』)。そうすれば人名は「ヤ(マ)ベノトコマ」となる。「麻」は「マロ」のつもりかもしれない。物品名の「尔侶皮」は「ニロハ」とか「ニロの皮」と読めるが、「ニロハ」では意味不明であり、あるいは後者でニレ(楡)の皮のことかもしれない。御野(=美濃)国からの楡皮の荷札木簡

の例がある（『藤原宮』一―一六一）。樹皮の粉末は薬として用いられた。型式番号の011は長方形の材を示す。

さてb 1だが、己亥年は文武三年（六九九）であり、019は一端は方形、他端は折れていて原形が失われたものを表す。これは三分里の三家首田末呂みやけのおびとたまろによる貢進を示す荷札である。

実はかつて『資料』五で報告した際は、「三分里」が「三家里」みやけと読まれていた。これによって小丹生評には三家里があり、現在の若狭町三宅に比定できると考えた。そしてそれをヤマト王権のミヤケ（屯倉）の名残の地名と理解したところである（『通史』第四章第一節）。しかし三家里ではなく三分里だったのであり、そこにミヤケがあったとの想定は幻に終わった³⁾。

三分里であれば『和名抄』に見え、多数の木簡にも現れる遠敷郡佐分・佐文郷（里）のことであろう⁴⁾。三家人の存在を示す多数の木簡が出土し（『資料』三七・五〇・六二など）、また三宅という氏の人もあるから（『平城宮』二―二五九一）、本木簡に三家首が見えるのもふさわしい。それはおおい町の佐分利川周辺に比定できる。佐分・佐文郷（里）がかつては三分五十戸と表記されたことを、先の（1）c 1木簡は示している。

c 1の丁酉年は文武元年（六九七）。野里は（1）a 1で述べたように後の遠敷郡野郷（里）であるので、野里の上は「小丹（生）評」である。人名は氏の若倭部わかやまとべだけ読める。

なお（1）b 1、（2）b 1、c 1などから知られるように、七世紀においては年紀を書く場合は、冒頭に置くことになっていた。

（3）平城宮・平城京跡

平城京は和銅三年（七一〇）に元明天皇が藤原京から遷してきた都である。聖武天皇の時代、天平十二年（七四〇）から十七年までにかけて、恭仁京・難波京・紫香楽宮（甲賀宮とも）と次々に遷都が行われた時期を除き、延暦三年（七八四）に桓武天皇が長岡京へ遷すまで都城として存続した。

a～cの平城宮東院庭園地区は、平城宮が東へ張出した部分の南半部にあたる。奈良時代当初は首皇子（後の聖武天皇）の宮である東宮が置かれ、称徳天皇の時代には楊梅宮が造営された。ただしa・bはその南を限る築地塀の外側の宮外を、塀に沿って東西に流れる二条条間路の北側の側溝から、そしてcは東院庭園地区東側の南北築地塀の外側、宮外を塀に沿って流れる東二坊坊間路の東側溝から出土したものである。

a 1の遠敷郡野郷については（1）a 1でも見た。本木簡は郷里制下の荷札である。野郷には『延喜式』兵部省に見える濃飯のいのうまや駅が置かれ、若狭町上野木・中野木・下野木付近を中心とした地域にあったとみられるが（『通史』第四章第一節）、「乃井村」と書かれた墨書土器がそれより西の小浜市木崎から出土しており、その付近まで範囲に入れて再検討する必要もあろう⁵⁾。

（1）b 1の解説で和銅六年（七一三）に地名表記が二文字になったと書いた。本木簡は養老六年（七二二）の郷里制下のものにもかかわらず、野郷というように一文字表記がなされている。実際にはこのように、規定を守らない表記もしばしば見受けられるのである。また野郷の中に置かれた里として、これまで野里（『資料』四九）が知られており、ここに嶋田里が新たにわかったが、残念ながらその比定地は不詳である。

この木簡は左側面が二次的調整を施されて本来の幅を保っていないため、あまり文字が読めない。また裏面に日付が来る。八世紀、大宝令が施行されて以後は、日付は最後に書かれるように変化したのである。

b 1 の遠敷郡車持郷も既に「補遺」一〇-三〇、「補遺」一六-一〇・一一などで報告されている。遺存地名から高浜町上車持・下車持周辺に比定できる。c 1 遠敷郡佐分郷は先にも見た。

d は平城宮に遷都当初に置かれた第一次大極殿の西辺にある溝から出土した木簡である。d 1 の余戸里は、大東急記念文庫本『和名抄』に余戸郷の名が見えるが、木簡では初めて存在が確認できた。里だから養老元年（七一七）以前である。d 2 の忌浪はその上に某郷が来るから、郷里制下の里名である。すると「補遺」一六-一七で報告された三方郡乃止郷忌浪里の木簡が注目されてくる。もちろん d 2 はごく一部しか残存していないから断言はしにくいですが、塩の荷札であることも若狭からの木簡にふさわしい。

e は第一次大極殿院西辺、佐紀池南辺にあたる地で、池の堤の一部である可能性のある整地土の下層から出土したものである。1 の遠敷郡の「佐分郷式多里」は「補遺」一〇-三では読めなかったものである。同郷里は『資料』五〇に既に見える。a 1 と同様に養老六年、郷里制下のものである。五〇の税貢進者は^{みやげびとのまきた}三家人牧田だったが、ここも^{おとまろ}三家人乙未呂であり、三家人姓者は佐分郷に多く分布する。

塩の単位は、通常用いられる「斗」ではなく「後」である。これまでも類例があり、その量は同じく五後である（「補遺」一〇-三）。また天平七年（七三五）「左京職解」（『大日本古文書（編年文書）』巻一-六四一頁）では、「塩一尻」というように「尻」を用いている。平城宮跡出土木簡でも「伊与国越智郡□奴美村塩一尻」（『城』一九-二六）という、「尻」例が知られる。また「・備前国邑久郡方上郷寒川里／・白猪部色不知□二尻」（『城』一六-一〇）も「尻」だが、同郡からは調塩を出していることが他の木簡からわかるので、これも塩の荷札と考えてよかろう。「後」も「尻」も「シリ」とか「シロ」と読めるから、これらは同じ単位の異字表記であろう。ただしそれがどのようなものかはわからない。

e 2 三方郡の^{みみ}弥美里は既に知られている里名で、『和名抄』は弥美郷とする。木簡では弥美もあるが（『資料』五二・五三など）、耳・美々などとも表記される（同一〇・一一・一七など）。型式番号 081 は、折損・腐食などによって原形の判明しないものを現す。

次に f 1 は e 1 と同じく遠敷郡佐分郷のものだが郷里制ではないから、天平十二年（七四〇）以降のものである。塩ではなく^め海藻（ワカメ）六斤の荷札である。若狭における「海藻六斤」には、同じ遠敷郡の青郷から中男作物として出している例がある（「補遺」一〇-二二・四一）。しかしそれらは「青郷小野里」「青郷」という行政組織が貢進単位になっているのに対し、f 1 は個人が出している点で大きく異なる。そもそも中男作物とは養老元年（七一七）十一月に、正丁の^{ちょうのそわりつもの}調副物（調への付加税）と中男（十七～二十歳の男子）の調を廃止して、その代わりに中男を駆使して政府が必要とする物資を調達した税である（『続日本紀』同月戊午条）。行政組織が貢進した形になっている青郷からの荷札は、中男作物にふさわしい書式である。つまり中男個人が出すのではなく、国郡司が青郷の中男たちを使役して調達したのである。

それに対し f 1 は個人が出しているから、それとは異なるようにも見えるがどうだろうか。若狭以外を見ると、個人名で中男作物を出している木簡が、駿河・上野・丹後・因幡にある。そのうち因幡では、「因幡国法美郡廣湍郷清水里丸部百嶋中男作物海藻御贄陸斤 天平八年七月」（『城』三一—四〇）のように、丸部百嶋がやはり海藻六斤を出している。これは実際には中男集団を使役して海藻を調達したのではなく、個人が出したことを意味するのであろう。こうした例によると、f 1 も三〇公常石（おそらく三家公常石）が中男作物分として出したことを示すのだろう。

f 2 の遠敷郡野郷については a 1 を参照。委部はなんと読むのであろうか。いくつか可能性が考えられる。一つは「委」は「倭」の省画としても用いられるから、倭部のこととみるわけである。ただし若倭部はあるが、倭部はこれまで知られていない。したがって若倭部の「若」を書き落としたという可能性である。これまで遠敷郡では野里（（2）c 1）と玉杵里（『資料』四）に若倭部が存在していたことが確認できる。二つ目は委文部の「文」を書き落としたとみるものである。委文部は倭文部とも書く。但し委（倭）文部はこれまで若狭では確認できていない。どちらが適切か、いずれも問題が残るが、若狭に例があるということからすれば、前者の方にやや分があろうか。掠人は「くらひと」と読む。

g は式部省という文官の人事を掌る役所のあった所の溝から出土したもので、奈良時代後半の時期に属する。ここからは式部省が担当した官人の考課・成選関係の木簡が多く出土する。考課とは毎年行われる官人の勤務評定のことであり、成選とは数年間の考課の結果に基づいて位階を上げることをいう。考課・成選木簡は、本来長さ三〇センチ前後、幅二、三センチ程度で、厚さも同程度という大型のもので、上端近くの側面には孔が貫通している。そこに紐を通して関係木簡を綴じて、事務処理にあたったのである⁶⁾。一例をあげる。

去上 従八位下村合氷守公麻呂 年五十四 「上日二百十船稻」
河内国志紀郡

292×30×10 015(『城』四〇—二一、# 『平城宮』四—三七九五)

上端左寄りにやや小さい字で書かれた「去上」は、去年の考課の結果が「上」であったことを示す。その下が考課の対象者の位階・名前、そして割書で年齢と本籍地の国郡名が書かれる。その下の書き込みは異筆で、船稻という人が、村合氷守公麻呂の一年間の上日（勤務日数）が二一〇日であるということを書き加えており、今年の考課の資料になる。

考課・成選木簡は事務処理に用いて不用になると、表面が削られて再利用されることになる。その際に削屑が大量に出る結果、出土した木簡の大半は削屑である。091は削屑にあてられた型式番号である。g 1・2とも削屑で、いずれも人名の下の割書部分にあたる。これらから若狭国三方郡の人が、官人として平城宮に勤務していたことがわかる。

h 1 は特に説明の必要はない。i 1 は既報告木簡の訂正であり、人名「竹田部首乙知志」の「知」が訂正箇所である。

j は左京二条二坊の十坪と十一坪の間を東西に走る二条条間路の北側溝から出土したものである。その北側には、平城宮の東隣に位置する法華寺の西南隅に造営された阿弥陀浄土院がある。j 1からは遠敷郡車持郷長部里の名が新たに知られた。車持郷内の里としては、これまでに車持里が知られて

いた（「補遺」一六訂正、#「補遺」一二追記）。

型式番号065は用途不明の木製品に墨書があることを意味する。本木簡は荷札の上部左右をやや細く加工しているが、その目的が不明なため065となるわけである。

kは左京二条二坊五坪の南を走る二条大路の北側路肩に掘られた濠状遺構から出土した木簡である。南路肩にも濠状遺構があり、両者合わせて七四〇〇〇点余りの木簡が出土した。それらの木簡群を二条大路木簡と呼んでいるが、その時期は天平七、八年（七三五、六）のものが多く、全体として天平年間前半に属する。内容から五坪には藤原麻呂が住んでいたこと、二条大路を挟んだ南側の左京三条二坊一・二・七・八坪には、後で述べる長屋王邸の跡地に光明皇后の宮が営まれていたことが判明した。

k 1は通常の木簡と異なり、縦長の材を横にして木目と直行する方向に文字を書く。各行の間には界線となる刻線が施されている。若狭という文字が二カ所に見えるが、意味は不明である。削屑だが大きく、木目方向で長さ二七八^ミほどある。

（4）八条北遺跡

奈良盆地を南北に走る計画道路である下ツ道の西側にあたる場所で、南東－北西方向に流れる奈良時代の溝から出土した。国名表記「若佐」は（1）b 1で述べたように、七世紀の藤原宮跡出土木簡に見られ、和銅六年（七一三）に漢字表記を好字に統一する以前の表記である。しかし奈良時代にも、遷都当初に左京三条二坊一・二・七・八坪に営まれた長屋王邸内の溝状土坑から、約三五〇〇〇点まわって出土した長屋王家木簡（「補遺」一二―一）や、（3）kで述べた二条大路木簡の中にも見られる（同一〇―一九、同一六―七・八）。興味深いのは七世紀のものも含めて、それらがいずれも遠敷郡（小丹生評）のものであり、三方郡が一点もないことである。「佐」は遠敷郡佐分郷（里）であろう。「若佐」表記には同郷（里）からのものが多い。

（5）宮町遺跡

宮町遺跡とは、天平十七年（七四五）に一時的に都となった紫香楽宮（当時は甲賀宮といった）のことである。天平十二年九月、大宰府で藤原広嗣の乱が起こっている最中に関東への行幸に出かけた聖武天皇は、その年十二月に恭仁京に都を遷し、その後天平十六年二月に難波宮を皇都としたが、実際はその直前には紫香楽宮に遷っており、そのまま翌年正月には紫香楽宮が都になっていた。五月には五年ぶりに平城京に戻ったため、紫香楽宮に都が置かれた期間は短い。しかし天平十四年八月には離宮である紫香楽宮を造り（同月癸未条）、十五年十月には盧舎那仏の造立をそこで開始しているように（同月乙酉条）、しばしば聖武は紫香楽へ行幸していた。そして天平十六年十一月以降は、紫香楽宮を甲賀宮と呼ぶようになっており、紫香楽宮の皇都としての名称は甲賀宮であった⁷⁾。

a 1は説明の要はない。b 1～3はいずれも削屑で、かつ同一部材から生じたものとみられており、繋げれば若狭国三方郡となるが、「郡」字が二つあるので内容の全体像は不詳である。

c 1の遠敷郡玉置郷（里）の荷札は、多数報告されている（『資料』四・一八・二二など）。人名は「私」で始まるが、玉置では私臣^{きさいのおみ}（同四二）の例がある。

c 2は(3) e 2と同じく三方郡弥美里であるが、宮町遺跡の時期は既に里ではなく郷に変わっていた。誤って古い制度による表記を用いたものであろう。

(6) 長岡宮・長岡京跡

長岡京は桓武天皇が延暦三年(七八四)に平城京から遷し、延暦十三年に平安京に遷るまでの都城である。

a 1の小丹里は遠敷郡遠敷里であろう。ただし延暦八年(七八九)なので、(5) c 2と同じく里ではなく郷とすべきである。「小丹里」は、これまでも「小丹生郷」(『資料』五五)や「少丹生里」(同三八)などに類例がある古様の表記である。

「小丹里人」を括弧で括っているのは、他と筆が異なることを意味する。この木簡は飯を陸(=六)升請求するものだが、「各弐升」と下にあるので、六升は一人二升ずつで三人分ということになる。

その三人が小丹里の人であると、後から注記したのであろう。同郷の三人が同じ場所で働き、かつ食料を支給されていることになる。『木研』二三の報告によると、出土地点の近くには、太政官厨家や造長岡宮使など、太政官や造営関係官司の官衙町があったと考えられている。そうすると三人は雇われて長岡京の造営現場で働いた人たちか、各郷(里)から二人ずつ徴発され、都の諸官司で下働きをする仕丁しちようである可能性があろう。雇役の民や仕丁には、庸米から食料が支給されるからである(賦役令計帳条)。

2. 高志国・越前国関係木簡を読む

(1) 藤原京跡

a は藤原宮の朱雀門から南東へ約三〇〇^レ、朱雀大路に接する坪で見つかった池状遺構だが、観賞用の池ではなく窪地のようにになっているものである。その時期は藤原宮前半期に属し、大宝二年(七〇二)末ないし三年初頭に埋め立てられた。

a 1は「高志国」と書かれた削屑である。もともと越前・越中・越後三国の地域は越国という一つの国であった。その国名は『日本書紀』天智七年(六六八)七月条中の「越国、燃ゆる土と燃ゆる水を献ず」などに見える。『古事記』崇神・垂仁段などでは「高志国」と見え、仲哀段では後の越前を「高志前国」と表記する。そして天智七年が越国と見える最後で、持統六年(六九二)九月癸丑条には「越前国司、白蛾を献ず」とあり、それ以前に越が三国に分かれたことがうかがえる。三国分立以前の越国については、木簡からも知られるようになった。a 1はまさにその例であるが、他に次のような例がある。

・高志国利浪評

・ツ非野五十戸造鳥

114×(18)×6 081(『集成』一四一)

・高志□新川評

・石□五十戸大□□目

〔背カ〕 〔家カ〕

135×24×6 032(『飛鳥藤原京』一一一三七)

一点目は七世紀後半の宮廷庭園である飛鳥京跡苑池遺構（明日香村）から出土したものである。利浪^{なみ}評は後の越中国砺波郡にあたる。ただし『和名抄』には^{つひの}五十戸にあたる郷名はない。二点目は飛鳥池遺跡出土木簡である。新川評も後の越中国の新川郡にあたり、『和名抄』には^{いわせ}石背五十戸に該当する石勢郷がある。

これらによって、後に越中国になる地域が高志国に含まれていたことが明確になった。したがって a 1 高志国が越前の地に該当するかどうかは不詳である。また『日本書紀』が越国と表記しているのに対し、『古事記』が木簡から知られたのと同じ高志国表記を採用していることは、両者の史書としての性質の相違を考える上で興味深い⁸⁾。

（2）藤原宮跡

これ以後は、越前国関係木簡になる。藤原宮跡で木簡が出土した a は、朝堂院回廊の東南隅部分で、その東外側を北流する溝である。五〇〇〇点以上の木簡が出土したが、大半は削屑でごく一部に天武朝のものを含むが、大宝年間のもものが主体をなしている。a 1 は、文字が書かれた後に切られて板状になったものである。

「高志前」は後には越前と表記される国名であり、「高志国」が前・中・後に分かれた後のものであることを示す。同様の表記は前述のように『古事記』仲哀段にも見える。

（3）平城宮・平城京跡

a 1 はほとんど読めない。

b 1 の返^{かえるのうまや}駅は、越前国敦賀郡にあった鹿蒜駅（『延喜式』兵部省・『和名抄』高山寺本）のことである。『資料』九四・「補遺」一六―二三にも例がある。貢進者は駅子という返駅に付属する人である、大神^{おおみわ}仲面を戸主とする戸の大神安麻呂である。『資料』九四の貢進者は大神部^{おおみわべのすくな}宿奈の戸の大神部発太であり、大神、大神部が同駅にいたことがわかる。本木簡には残念ながら、税目や物品名は書かれていない。型式番号032は、長方形の材の一端の左右に切り込みを入れた形を表す。通常は b 1 のように、上端の左右に切り込みを入れている。

c は式部省の井戸であり、そこから出土した木簡の年紀は天平元年（七二九）から三年に限られる。先に若狭国木簡の（3）g で説明した考課・成選関係木簡の削屑である。1・2とも人名の下に書かれた割書の左行の、本籍の国郡名を記したところであろう。

d は左京三条二坊一・二・七・八坪を占める邸宅跡の中で、八坪に掘られた溝から約三五〇〇〇点出土したものである。内容からそこが長屋王邸であったことが判明して、木簡群は長屋王家木簡と呼称されている。それは七一〇年代に属するものである。

d 1 の丹生郡鴨里は『和名抄』には賀茂郷として現れる。「補遺」一〇―五〇で報告した時には里名が読めなかったが、その後の再検討で読めるようになったものである。051は長方形の材の一端を尖らせたものである。本木簡は下を尖らせ、上部は将棋の駒のようにゆるい山形になっている。2は国郡里名はないが、1と同じ鴨里でかつ物品名と分量も同じなので、丹生郡鴨里のもの判断できよう。いずれも個人名・税目を書かずに、粟を一斗出している。税目は不明。

3は最初報告された時は「角□塩」となっていたものが、「角鹿塩」の可能性が高いと判断されたものである⁹⁾。断片であるから全体の様子はわからないが、何かが四籠と角鹿の塩三〇籠とがあることを示す。角鹿は敦賀である。単に塩というのではなく、角鹿という地名を冠した一種のブランドである。これについては第3章で述べることにする。

eはdの長屋王邸に南接する地である。蛇行溝は王邸の方から流れてきており、そこからは長屋王家木簡と内容的に共通する木簡が出土している。e1は『資料』八四で報告したがその後、表の「里」の次の文字が読めたものである。阿須波里は『和名抄』の足羽郡足羽郷にあたる可能性が高い。長屋王家木簡中の「・足羽郡足□ / ・一石北宮」（「補遺」一〇-五一）も、同じ足羽里から北宮への荷札で、「一石」は米であろう。したがって両者は同類の木簡である。e1の「白」も白米の可能性が高い。

全体としては、阿須波里から貢進された白米が北宮の御物の俵であるという意味であろう。北宮は長屋王家木簡に十九例ある。少し紹介する。

北宮御塩綾郡矢田部法志三斗 136×17×4 031(『城』二三-一四)

・北宮交易美囊郡吉川里

・□一俵

〔櫛カ〕

140×20×5 032(『城』二三-一四)

これらは北宮が前者は讃岐国綾（阿野）郡からの塩、後者は交易（購入）して入手した櫛（柏）の貢進先であることを示す。e1も白米の貢進先である。そうした荷札が長屋王邸に関係する溝から出土しているのは、北宮が王の関係者であることを示唆する。そこでそれは長屋王妃の吉備内親王（元明天皇の娘）、あるいはその居所たる宮のことであるとの説もあるが¹⁰⁾、王の父である高市皇子（天武天皇の皇子）（の宮）であると考えた方がよい¹¹⁾。彼の宮は香具山の宮（『万葉集』巻二-一九九）と呼ばれるように香具山付近にあり、藤原宮の北方にあったことから北宮と呼ばれた。高市は持統十年（六九六）七月に死去しているが、その北宮と家政機関が死後も存続し、長子である長屋王がそれを管理していたと考えられるわけである。e1からは、高市と足羽郡足羽里とが何らかの関係にあったことが想定できることからすると、そこに高市の食封（封戸とも）があったのであろう。食封とはそれに指定された戸の出す租の半分と調・庸の全額が、封主の収入になったものである。これは租の稲を白米に搗いて、長屋王邸に進上した時の荷札であろう。

fのSD五三〇〇は若狭国の（3）kで説明した。木簡の時期は天平年間前半である。1は荷札ではなく国司の名を書き連ねたものである。表の下の「山」は山背のことであろう。ここに佐味虫万呂が越前介であったことがわかったが、これはこれまで知られなかった事実である。この木簡については、第3章で考察を加える。

さて最後にgは、西大寺の食堂院と推定される場所の井戸から出土した木簡である。西大寺は天平宝字八年（七六四）九月の恵美押勝（藤原仲麻呂）の乱の際に、孝謙太上天皇が発願して創建された寺である。井戸は奈良時代後半に造られたものであり、木簡の年紀は延暦年間に限られる。井戸が不用になった段階で木簡を含むゴミを投棄して井戸を埋めたのであり、八世紀末に廃絶したとみられる。

g1~11は西大寺領赤江南庄・北庄からの地子米の荷札である。いずれも元は051という長方形の

材の下端を尖らせた形をしているが、折れていて下端を確認できない019、下端は尖っているが上部が折れているため、その形状が確認できない059などもある。これらについてはかつて考察を加えたことがあるので¹²⁾、詳しくはそれを参照していただきたい。

同庄の位置について若干紹介すると、赤江庄は宝亀十一年（七八〇）十二月作成の『西大寺資財流記帳』（『寧楽遺文』下）によれば、越前国坂井郡にあった。木簡からはそれが南北に分かれていたことが知られる。そして条里制区画による同郡西南五条一息長田里の三五・三六「坪」が、「赤江田」と呼ばれていたことがわかる（天平神護二年（七六六）十月二十一日「越前国司并東大寺田使等解案」（『大日本古文書』家わけ十八（東大寺文書）巻二一七六頁）。それは九頭竜川のすぐ北側、現在の福井市上野本町付近にあたる。また『福井県史 資料編16下 条里復原図』を見ると、坂井市丸岡町高柳に小字赤江橋、同町吉政には小字赤井橋という字名がある。これら二つの小字は隣接しており、先の「赤江田」とは二キほどしか隔たっていない。これらを赤江庄に関係するものと捉え、庄域は両者にかけて広がっていたと考えたい。そして荘園経営を効率的に行うために、その拠点である荘家が荘内に二カ所に置かれ、それぞれ南庄・北庄と呼ぶようになったのである。

大豆の荷札であるg12~16についても、そこで説明した。通常の荷札のように国郡郷名を書いていない。そして「少」の次に戸主名を書いているので、「少」は郷名を省略したものとみられる。平城宮跡出土の「越前国坂井郡大豆一半」（『平城宮』二二七四一）という051型式木簡の例や、上に述べた西大寺と越前との密接な関係から、それは越前国足羽郡少名郷である可能性が指摘されている¹³⁾。略式の書き方は、少名郷と西大寺が密接な関係を結んでいたことを物語り、おそらくそこに封戸が置かれていたのだろう。

最後にg17・18だが、このうち17については注12)の拙稿で触れたが、18は紹介していなかった。これらは足羽郡野田郷の人が出した荷札である。17には白米と品名が書かれる。18も右で説明した赤江庄からの地子米の荷札と同じ051型式なので、やはり白米の荷札であろう。18の冒頭は足羽郡ではなく「羽郡」とするが、その上部に欠損はなく、「足」を省略したものとみられる。『西大寺資財流記帳』によれば西大寺は同郡には荘園を持っていない。したがってこれらは荘園からの米ではない。そうであるなら白米は税として政府に納入された年料春米が、その後何らかの理由で西大寺に送られたものとみるか、封戸からの租稲を白米にして貢進したかの、いずれかであろう。ちなみに延暦五年（七八六）には、都は既に平城京から長岡京に遷っている。

（4）長岡宮・長岡京跡

aは長岡宮内の東辺官衙と東宮坊に隣接する、宮外の東一坊大路の西側溝から出土したものである。1は酒井郷からの白米の荷札である。酒井郷は『和名抄』によると越前国今立郡酒井郷にのみある。今立郡は丹生郡から分立した郡であるから、木簡の時代には丹生郡酒井郷であった。越前からの白米木簡には051型式が特徴的にみられる。これも国郡名を省略しているから通常の税ではなかろう。出土したのは宮外の道路側溝なので、近隣にあった施設か人物の封戸であろうか。

3. 新たな知見

これまで『資料』や「補遺」で報告されていない木簡や、釈文の訂正された木簡を見てきた。そこからはいくつかの新知見、あるいは既に木簡の事例報告はしたが、十分に論じられていないことがあるので、それらについて述べることにする。

(1) 新たに知られた地名

まずは第1章で紹介した若狭国の地名から見ていく。里（郷）名自体については、これまで知られている範疇に含まれるものがほとんどである。今回新たに知られた里名としては、小丹評従車里（(2) a 1）と遠敷郡余戸里（(3) d 1）があるにすぎない。前者は、新たな地名とみる以外に、あるいは「以車里」と読んで（3）b 1に見える車持郷に相当する可能性はないかと、指摘したところである。そうであるなら新出地名ではなくなる。後者は『和名抄』（大東急記念文庫本）に名が見える郷が、木簡によって確認できたものである。

それに対し養老年元（七一七）から天平十一年（七三九）の間の行政組織である郷里制下の里の新知見としては、次のようなものがある。遠敷郡野郷では野里（『資料』四九）が知られていたが、嶋田里（(3) a 1）がこれに加わった。また車持郷では車持里（「補遺」一二追記）に加え、長部里（(3) j 1）が新たに知られた。

これらの里名は郷内の小地域の名であるから、郷域復元の手がかりになる。その具体的事例として、『通史』第四章第一節で遠敷郡青郷の復元を行ったところである。上述したように、野郷はこれまで若狭町上野木・中野木・下野木付近ないしそれより西の小浜市木崎付近を中心とするものとみられてきた。野里は野郷の中心を占める里であろうから、右の比定地辺りにあったとみてよい。それに対し新たに知られた嶋田里の故地は不詳である。一方車持郷は遺存地名からして、高浜町上車持・下車持付近を中心とする地域で、車持里は車持郷の中心となる里であり、やはりその辺りとみられる。こちらも長部里の比定地は不詳である。

今後これらの新たに知られた郷里制下の里名の比定地について考察を加えることが、ふくいの地域史にとっても重要な課題である。

次に第2章で報告した越前国の地名については、まず注目されるのは、越前・越中・越後三国分立以前の国名である高志国が知られたことである。しかもそれが、越前・越中・越後と同じ文字を使った『日本書紀』の越国ではなく、『古事記』の用いる表記と合致したことは、先にも述べたように、『古事記』が『日本書紀』よりも古い、七世紀後半～八世紀初頭頃に実際に行われていた国名表記を反映していることを明らかにしたのであり、『古事記』の性格を探る上で重要な事実ともなる¹⁴⁾。

(2) 「消えた」里名

次に第1章の(2) 藤原宮跡出土のb 1木簡では先に指摘したように、小丹（生）評三家里（『資料』五）という里名は、三分里の誤りと判明した結果、抹消しなければならない。三家はミヤケと読む。そこでこの地名は注目されていた。『通史』では狩野久氏の優れた見解¹⁵⁾に基づき、「かつてヤマト王権のミヤケ（屯倉）が置かれ、若狭の塩の収取をめざしたとみられている」と述べたところで

ある（三三二頁）。また私自身の論文の中でも、「この三家里は上中町三宅に比定できるが、そこは若狭国造の本拠地に近く、その支配のためのミヤケの名残と考えられよう」（八五頁）というように、国造支配のため置かれるミヤケの名残を示すものとして、積極的に評価してきた¹⁶⁾。

しかしこの論は成立しないものとなった。三分里は既に知られている佐分（文）里の異字表記であるから、当該木簡の三家首も佐分（文）里に属することになる。三家首は三家人を管轄する伴造であろう。そこでもう一度、ミヤケを再評価する必要がある。

ミヤケはヤマト王権が支配を実現するために、列島各地に置いた政治的・軍事的拠点であり、国造・伴造の本拠地や重要な地点に置かれた、ヤマト王権の権力を象徴する建物ヤケ（家・宅）である。そこはヤマト王権から使者が赴き、国造や伴造らに命令を伝える場となった。そのため尊敬を込めてミヤケ（御宅・御家）と呼ばれたのである¹⁷⁾。屯倉という表記は『日本書紀』にしか見えないものである。そこで若狭を見ると、三家人・三宅人・三家首・三宅の見える木簡は二二点あるが、そのうち十五例が佐分（文）里（郷）に集中する。したがってミヤケ・ミヤケビトという氏の人々はそこに本拠があったとみるべきであろう。そしてそれがかつてのヤマト王権の支配拠点であるミヤケに由来するならば、佐分（文）は若狭国造の本拠地ではないから、国造の支配以外の別の目的を考えなければならない。結局比定地こそ違ったが、狩野氏が指摘したように塩、あるいは海産物を確保するためのミヤケであった可能性が高いだろう。

（3）角鹿の塩

長屋王家木簡の中には角鹿の塩（二（3）d3）の存在を示す木簡があった。これは角鹿で生産された塩である。角鹿の塩というとすぐに思い出されるのが、『日本書紀』武烈即位前紀に見える次のような話である。仁賢天皇の太子であった小泊瀬稚鷦鷯（後の武烈天皇）が結婚しようとしていた大連の物部鹿鹿火の娘の影媛を、大臣の平群真鳥の子の鮪が姦した。そのことを知った太子が大伴金村と策を練り、金村が兵を率いて真鳥の宅を囲み火を放ったところ、死を悟った真鳥は全国の塩を呪った。ところが角鹿の海の塩だけは呪いをかけるのを忘れたため、角鹿の塩が天皇の食物となり、それ以外の海の塩は天皇が忌むところとなった、というものである。しかしかつては敦賀における塩の生産が、史料からも製塩遺跡からも捉えられなかった一方、若狭では製塩業が盛んであったことが知られるために、若狭の塩を敦賀経由で天皇の元へ運んだために、それが角鹿の塩と呼ばれたのではないかと考えられた¹⁸⁾。しかしここに角鹿の塩が実態として姿を現したのである。

実は『通史』以後、いくつかの敦賀郡の調塩木簡が報告されている。少しあげてみる。

- ① 江祥里 戸主角鹿直綱手
 戸口海直宿奈□□調三斗
 [万呂カ] 209×31×5 033(「補遺」一二-六)
- ②・津守郷 戸主物部広田戸口同
 入鹿調塩□□
 [一カ]
- ・ □□八年十月
 [天平カ] (181)×28×7 033(「補遺」一六-二二)

①はd3と同じく長屋王家木簡、②は二条大路木簡の中に含まれる、平城京左京三条二坊八坪の北

側を東西に走る二条大路の南路肩に掘られた濠状遺構 S D 五一〇〇からの出土である。

①に名の見える^{つねがのあたいつなて}角鹿直綱手は、天平二年（七三〇）度「越前国大税帳」（『大日本古文書（編年文書）』一—四二八頁）などに、敦賀郡の郡司の次官である少領として見える人物である。したがって江祥里は同郡の里であり、『和名抄』の与祥郷のこととわかる。ここでは国郡名が省略され里名から始まり、その下が割書になるが、それと全く同じ書式で②は書かれている。したがって津守郷も、『和名抄』に見える敦賀郡津守郷にあたと判断できる。

他にも敦賀郡にあった松原駅（「補遺」一六—二一）からの調塩の荷札があるし、物品名を書いていなかったり読めなかったりするが、返駅（＝鹿蒜駅）からの荷札も分量が三斗だから調塩とみてよい（『資料』九四・「補遺」一六—二三）。

このように越前では敦賀郡からは調塩を貢進していることがわかったが、他郡の調木簡を見ると大野郡の銭（『資料』八一）、丹生郡の波奈佐久（同八二）くらいしか例がない。また文書では天平十二年「越前国江沼郡山背郷計帳」（『大日本古文書（編年文書）』卷二—二七三頁）から^{あしぎぬ}調繩が知られるが、塩を出していることを物語る荷札や史料はない。すなわち現在までの成果によると、越前では敦賀郡のみが調として塩を出していることになり、かつ同郡の調としては塩の事例しかないのである。

同郡では返駅のような山深い所の人も含め、郡全域から塩を貢進している。これは国中の人が調塩を出している若狭と全く同じ傾向である。若狭と敦賀の親近性を示していると言えよう。このことがわかる以前から、先の角鹿の塩の理解などから、敦賀と若狭は元来同一の地域であったのが、何らかの事情で敦賀は越前に所属するようになったと、狩野久氏は指摘され、私もその驥尾に付して同様に考えてきた¹⁹⁾。

そして調塩木簡の存在から、その想定はいっそう裏付けを与えられたと言えるのではなかろうか。両者の関係を考える時、敦賀にある気比神社の存在は注目される。『古事記』仲哀段には、太子^{ほむだわけのみこと}品陀和気命（後の応神天皇）が角鹿で、その神から^{みけ}御食の魚として浦を埋め尽くすほどのイルカを給わったので、神を御食津大神と名づけた、それが今の気比大神であるとの伝承が見える。同神は『日本書紀』では笥飯（大）神（応神即位前紀・持統六年九月戊午条など）と書かれるように、文字どおり食膳の神であった。ところが『国造本紀』^{こくぞうほんぎ}が記すように、若狭国造には朝廷の食膳を掌った^{かしわで}膳氏がなったこと、木簡からは塩や海産物の贅などを若狭が出していることから、天皇に食膳を供するという役割は、敦賀よりも若狭に著しい。

こうしたねじれを解決するには、かつて敦賀と若狭は一体の地域で角鹿と呼ばれており、塩とさまざまな魚介類を朝廷に貢進していたが、後に若狭地域が特に天皇へ海産物の食膳を贅として貢進する国と位置づけられた結果、そこから切り離されてわずか二郡で立国されるようになったのではないかという見通しを述べたことがある²⁰⁾。これに従えば、武烈即位前紀の角鹿の塩は、若狭も一体であった時期の角鹿からのものであり、長屋王家木簡の中のそれ（二（3）d 3）は、越前国敦賀郡で作られた塩であろう。同じ名称でも、その内容は少し異なっていたわけである。しかし奈良時代になっても、長屋王邸という当代一級の皇族の家において地名を冠されて呼ばれるように、それは質の良い塩であったのであろう。

若狭と敦賀の関係は、古代ふくいの実態を解明する上で、重要な課題である。上記の私の見通しで

全てが解けるのか、今後も検討を深めていかねばならない²¹⁾。

(4) 越前介佐味虫万呂

越前国関係木簡の(3) f 1は断片だが、そこには越前介佐味虫万呂の名が見えた。しかしそれがいつのものかは木簡に書かれていない。彼に関する記事は、『続日本紀』に散見する。いずれも虫麻呂と表記するが、神亀二年(七二五)十一月には中務少丞の任にあつて従六位上から従五位下に昇り、天平元年(七二九)二月のいわゆる長屋王の変の際は、衛門佐として軍を率いて長屋王宅を包圍している。同十五年五月には従五位上になり、同十七年九月に越前守に任じられた。その後同十九年九月には治部大輔に移り、二十年二月に正五位下、天平宝字元年(七五七)五月に従四位下になり、同三年七月には備前守のまま中宮大夫を兼任することになった。そしてその三ヵ月後の十月に死去している。『続日本紀』から知られるこの経歴中には、越前守はあるが越前介は見えない。それでは一体 f 1はいつ頃のものであろうか。そのためには反対側の面を検討する必要がある。

それは和泉国関係のものである。同国は靈龜二年(七一六)四月に河内国から大鳥・和泉・日根三郡を割いて和泉監を置いたのに始まる。和泉監というのは、そこにあつた珍努宮ちぬのみやを管轄するための特殊行政区であつた。天平十二年(七四〇)八月には一旦河内に併合されて姿を消したが、天平宝字元年(七五七)五月になって再び分立されることになった。その時には和泉監ではなく和泉国と呼ばれた。

そこで監司・国司の中から「御□□万呂」に該当する人を探すと、天平十年四月五日「和泉監正税帳」(『大日本古文書(編年文書)』巻二-七五頁)に「天平八年正正六位上勳十二等御使連乙麻呂」の名が見える。「天平八年」の次に「正」の字が二つあるが、後者は「正六位上」という位階の一部であり、前者の正かみは和泉監の長官のことである。つまり天平八年の和泉監の長官という意味である。この人物なら「和泉正御使乙万呂」と書けば、木簡の記載に適合する。ちなみに「同正税帳」には「天平九年正正六位上勳十二等黄文連伊加麻呂」という彼の後任の正の名も見え、彼はまた「同正税帳」に「従六位上正勳十二等黄文連伊加萬呂」(九七頁)と加署している。したがって御使連乙麻呂が正であるのは、天平八年頃のこととなる。

ところで同所から出土した木簡の中には、内容が類似する次の木簡もある。

〔河カ〕 〔広カ〕
 ・□内介大蔵□足 □
 ・常陸守坂本宇豆□ (75) × (8) × 2 081(『平城京』三-四七五九)

ここに見える国司のうち河内介の大蔵広足は他に所見がないが、常陸守の坂本氏については、『続日本紀』天平九年正月丙申条に常陸守従五位上勳六等坂本朝臣宇頭麻佐うづまの名が見える。この人物こそ木簡に見える「常陸守坂本宇豆□」であろう。そうするとこれも天平八・九年頃の内容を記したことになる。

そもそもSD五三〇〇から出土した木簡の年紀は、神亀二年(七二五)から天平八年にわたり、天平七・八年のものが主体を占め、天平九年頃に埋まったとみられている。これらの木簡の内容はそれにふさわしい。したがって佐味虫万呂が越前介であつたのも、天平八年頃のことであろう。彼は介を

勤めた後、後に再び越前に守として赴任したのである。

なお f 1 及び右にあげた河内介・常陸守木簡の他に、美濃守と書いた木簡もある（『平城京』三―四七六一）。それら三点の材は似ているという（『平城京』三―四七五九の解説）。f 1 と右にあげた木簡では、表に和泉・山背・河内という畿内諸国、裏に越前・常陸という畿外諸国を記しているから、もともと一点一点の木簡に別々に書かれていたのではなく、大きな木簡の表裏に書き連ねてあったのを、割いたのであろう。そして国司の守がいたり介であったり統一されていないし、各国一人しか名をあげていないから、国司一覧とみることはできない。二条大路木簡が光明皇后宮と藤原麻呂邸に関わるものであることからすると、いずれかの組織に仕えていた人の中で国司になっていた人たちの名を書き連ねたものではなからうか。

おわりに

以上、これまで報告されていなかったり、釈文が訂正されたりした若狭・越前国関係木簡を紹介するとともに、それらに若干の考察を加えたところである。八〇年代後半に計約一―万点出土した長屋王家木簡・二条大路木簡以来、それに比肩するような木簡の出土はまだ報告されていない。かなりの出土があるとは仄聞するが、報告書の作成には到っていない。したがって今回紹介したものは、大きく言えばこれまでに知られていた木簡の枠内に収まるものであり、全くの新知見はそれほどないと言わざるを得ない。

しかし若狭・越前は他の国と比較してみれば、多くの木簡が出土している方であり、木簡の出土は偶然に頼らざるを得ないことに鑑みれば、恵まれているのである。むしろこれまで知られている木簡を再検討すること、とりわけふくいの現地に即して読み直すことこそ、今後求められるのではなからうか。そうした研究の一助に本稿がなれば幸いである。

注

- 1) 鬼頭清明『律令国家と農民』塙書房（一九七九年）第一部第三章、館野和己「律令制の成立と木簡」『木簡研究』二〇（一九九八年）など。
- 2) 鎌田元一「郷里制の施行と霊亀元年式」及び「郷里制の施行 補論」『律令公民制の研究』塙書房（二〇〇一年）。
- 3) 釈文の訂正については、館野和己「福井の地域史と木簡」『福井県文書館だより』一一（二〇〇八年三月）で報告した。
- 4) 『和名抄』の写本としては高山寺と大東急記念文庫に残るものが知られる。そのうち高山寺本には佐文とあり、大東急記念文庫本では佐分とする。木簡にも両様の表記が見える。
- 5) 杉山大晋「若狭国遠敷郡における官衙・集落遺跡」『条里制・古代都市研究』二四（二〇〇八年）。
- 6) 奈良（国立）文化財研究所『平城宮木簡（解説）』四～六（一九八六～二〇〇四）参照。
- 7) 橋本義則「紫香楽宮の宮号について」『平成五年度遺跡発掘事前総合調査事業にかかわる紫香楽宮関連遺跡発掘調査報告』（一九九四年）。
- 8) 館野和己「『古事記』と木簡に見える国名表記の対比」奈良女子大学古代学学術研究センター『古代学』四（二〇一二年）。
- 9) この釈文の訂正についても、館野和己注 3）前掲論文で報告した。そこではまた、角鹿塩をめぐって第 3 章で論じることについても、簡単に言及した。
- 10) 岸俊男「『嶋』雑考」『日本古代文物の研究』塙書房（一九八八年、初出は一九七九年）。

- 11) 奈良国立文化財研究所『平城京左京二条二坊・三条二坊発掘調査報告』（一九九五年）。
- 12) 館野和己「西大寺領越前国赤江庄の復元」『福井県文書館研究紀要』七（二〇一〇年）。
- 13) 渡辺晃宏「二〇〇六年出土の木簡 奈良・西大寺食堂院跡」木簡学会編『木簡研究』二九（二〇〇七年）、奈良文化財研究所『西大寺食堂院・右京北辺発掘調査報告』（二〇〇七年）。
- 14) 館野和己注8）前掲論文。
- 15) 狩野久「御食国と膳氏」『日本古代の国家と都城』東京大学出版会（一九九〇年、初出は一九七〇年）。
- 16) 館野和己「ミヤケと国造」吉村武彦編『古代を考える 継体・欽明朝と仏教伝来』吉川弘文館（一九九九年）。同趣旨のことは「若狭の調と贄」小林昌二編『古代王権と交流3 越と古代の北陸』名著出版（一九九六年）、「若狭・越前の塩と贄」小林昌二・小嶋芳孝編『日本海域歴史体系1 古代編I』清文堂（二〇〇五年）でも述べた。
- 17) 館野和己「屯倉制の成立」『日本史研究』一九〇（一九七八年）、同「ミヤケ制再論」『奈良古代史論集二』真陽社（一九九一年）。
- 18) 同志社大学文学部文化学科編『若狭大飯』（一九六六年）。
- 19) 狩野久注15）前掲論文、館野和己注16）前掲「若狭の調と贄」。
- 20) 館野和己注18）前掲「若狭の調と贄」及び「若狭・越前の塩と贄」。
- 21) 鈴木景二氏は、二〇一二年一月二四日に美浜町で行われた歴史フォーラムで、若狭と角鹿は一体ではなく別々の地域であり、両者からの塩や食物の貢進は、「大和政権直轄の御食国タイプ」の若狭と、服属した国造による「服属儀礼に由来する食物貢納のタイプ」の越前という、異なった形の貢納であったと理解すべきであるとの報告をされている（鈴木景二「『角鹿（敦賀）の塩』再考」『美浜町歴史シンポジウム記録集7 若狭国と三方郡のはじまり』美浜町教育委員会（二〇一三年））。

- 16 少□□部廣□大□ 97×16×5 051 『城』三八―一八
- 17・越前国足羽郡野田郷戸主□
・□□白米五斗延暦五年十一月 (109)×20×3 019 『城』三九―二四
- 18・羽郡野田郷戸主□□私人戸口生江伊加万呂
・延暦五年十月廿七日 142×18×3 051 『城』三八―一八
- (4) 長岡宮・長岡京跡(京都府向日市)
a 長岡宮跡東边官衙・春宮坊跡 東一坊大路西侧溝SD三二九〇―
- 1 酒井郷戸主大屋子真麻呂^{白米} 194×31×5 051 『木研』一一―三五

- 7・□万呂黒米五斗西大寺
・赤江北庄延暦十一年地子
147×16×6 051 『城』三八―一八
- 8・西大寺赤江北庄延暦十一年地子
・秦浄人黒米五斗
116×11×4 051 『城』三九―二五
- 9・西大□
・延暦□
(44)×17×5 019 『城』三八―一八
- 10・□庄白米五斗
・□六月五日吉万呂
〔年力〕
(96)×15×4 059 『城』三九―二五
- 11・□□黒米五
〔庄力〕
・□曆十一年十二月八□
〔延力〕
(82)×15×3 081 『城』三九―二五
- 12 少戸主波太郎直万呂大豆五斗
162×13×5 051 『城』三八―一八
- 13 少戸主波太郎直万呂戸□田料大豆五斗
(218)×22×4 039 『城』三九―三二
- 14 少波太郎直万呂
154×12×4 051 『城』三八―一八
- 15 少戸主□□□紀須大豆五斗
(195)×16×3 033 『城』三八―一八

g 平城京右京一条三坊八坪 (西大寺旧境内食堂院跡推定地) 井戸SE九五〇

1・西大赤江南庄黒米五斗吉万呂

・延曆十一年六月十五日吉万呂

156×21×4 051 『城』三八一―一八

2・西大赤江南庄黒米五斗

・延曆十一年十二月十一日吉万呂

151×19×3 051 『城』三九一―二五

3・南庄黒米五斗
〔西大赤江カ〕

・延曆十二月廿日
〔十年カ〕 〔万呂カ〕

175×16×4 051 『城』三八一―一八

4・西大赤江南庄黒米

・
〔延カ〕 上

126×16×5 051 『城』三九一―二五

5・
〔江南庄カ〕

・延曆
〔一カ〕

(51)×19×5 059 『城』三九一―二五

6・穴太加比万呂黒米五斗

・赤江北庄延曆十一年地子
〔西大寺カ〕

108×14×2 051 『城』三八一―一八

2 前国 〔越カ〕 091 『平城宮』六一〇五四二

d平城京左京三条二坊一・二・七・八坪長屋王邸 S D 四七五〇 (長屋王家木簡)

1 丹生郡里栗一斗 〔鴨カ〕 140×15×2 051 『平城京』一一四三七 (#「補遺」一〇一五〇)

2 鴨里栗一斗 138×22×3 033 『平城京』二一二一九六

3 四籠角塩 〔又 鹿 卅籠カ〕 (240)×(13)×(3) 081 『城』四〇一三一 (#『平城京』一一二〇四)

e平城京左京三条二坊六坪 蛇行溝S D 一五二五

1 阿須波里 〔白カ〕
・北宮御物俵 (87)×23×4 039 『平城京』一一一四 (#『資料』八四)

f平城京左京二条二坊五坪 二条大路濠状遺構(北) S D 五三〇〇 (二条大路木簡)

1 〔和泉 御 万呂カ〕

・〔越前介佐味虫万呂カ〕

(75)×(5)×1 081 『平城京』三一四七六〇

二 高志国・越前国関係木簡

(1) 藤原京跡 (奈良県橿原市)

a 藤原京左京七条一坊西南坪 池状遺構 SX五〇一

1 高志国

091 『飛鳥藤原京』二―二二三―二

(2) 藤原宮跡 (奈良県橿原市)

a 朝堂院回廊東南隅 南北溝 SD九八一五

1 . □

□ 道

□ □

□ 自 高志前

. □ □

□

(72) × (72) × 5 065 『飛』一八―一八

(3) 平城宮・平城京跡 (奈良県奈良市)

a 平城宮第一次大極殿院西辺 南北溝 SD三八二五A

1 . 越前国 □ □ 郡 □ □ □ □ □ □ □ □

. □

228 × 20 × 4 033 『平城宮』七―一二七―五三

b 平城宮第一次大極殿院西辺 整地土下層

1 □ □ □ □ 返駅子大神仲面戸 □ 同安 □ □ □ □

[麻呂カ]

273 × 27 × 5 032 『平城宮』七―一二六―四四

c 平城宮東南隅部式部省跡 井戸 SE 一四六九〇

[越カ]

1 □ □ 前国丹

091 『平城宮』六―一〇五―四〇

(5) 宮町遺跡 (滋賀県甲賀市信楽町宮町 紫香楽宮・甲賀宮跡)

a 大溝SD二〇一〇一

- 1 遠敷〔郡カ〕 091 『木研』二一―一二二

b 西大溝SD二二二二三

- 1 若 2 方郡 3 郡 (以上三点、同一部材) 091 『木研』二二―二二一

c 西大溝SD二二二二三

- 1 国遠敷郡玉置郷 御調塩〔斗カ〕 私〔斗カ〕

天平十五年九月廿九日 (147) × 22 × 3 019 『木研』二四―一六〇

2 郡弥美里

調〔塩カ〕三斗 (115) × 27 × 3 059 『木研』二四―一六〇

(6) 長岡宮・長岡京跡 (京都府向日市)

a 長岡京左京三条二坊一町 三条条間北小路北側溝SD四二五〇一

- 1 「小丹里人」 請飯陸升各式升 (205) × 43 × 5 081 『木研』二二―二二八
延暦八年七月廿四日勾廣床

h 平城宮東南隅 東一坊大路西側溝SD四九五

- 1 若狭国三方^{〔郡カ〕} (85) × (12) × 6 081 『城』三四一五

i 平城宮内裏北方官衙地区 土坑SK八二〇

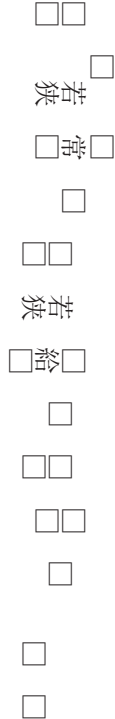
- 1 若狭国三方郡竹田郷 丸部里竹田部首乙
知志御調塩五顆

(141) × 22 × 2 051 『城』三七一二九 (# 「補遺」一六訂正・# 『資料』五四)

j 平城京左京二条二坊十一坪 二条条間路北側溝SD七〇九〇A

- 1 若狭国遠敷郡 車持郷長部里^{〔千カ〕}
^{〔六カ〕} 199 × 24 × 4 065 『城』三四一二五

k 平城京左京二条二坊五坪 二条大路濠状遺構(北) SD五三〇〇 (二条大路木簡)

- 1  091 『平城京』三一五四二七

(4) 八条北遺跡 (奈良県大和郡山市八条町) 溝SD一

- 1 若狭国^{〔佐〕} (136) × 31 × 7 039 『木研』三二一八

e 平城宮第一次大極殿院西辺 整地土下層

〔佐分郷 里力〕

- 1 若狭国□□郡 □□□式多□□三人乙末呂
〔遠敷力〕□塩五後 養老六年 221×31×6 031 『平城宮』七-一二六四二(#[補遺]一〇-三)

- 2 三方郡弥美□□□□□〔里力〕
(113)×(6)×3 081 『平城宮』七-一二六四三

f 平城宮東方官衙地区 土坑SK一九一八九

- 1 若狭国遠敷郡 佐分郷戸主三人人大人戸
二□公常石海藻六斤
・□荒嶋 169×31×7 031 『城』三九-一四

- 2 遠敷郡野郷 委部掠人御
調塩一斗

- ・ 神護景雲二年九月 192×35×4 033 『城』四一-一〇

g 平城宮東南隅式部省 東西溝SD四一〇〇

- 1 □ 若□国三□郡人 〔狭方力〕 091 『平城宮』五一六七三八

- 2 〔年五十力〕
□□□□
若狭国□□ 〔三力〕 091 『平城宮』五一六七三九

(3) 平城宮・平城京跡 (奈良県奈良市)

a 平城宮東院庭園地区 二条条間路北側溝SD五二〇〇A

- 1 若狭国遠敷郡野
(郷嶋田里カ)

・養老 (六カ) 月 (八カ)
 174 × (14) × 3 031 『城』三四一三二(# 「補遺」一六一三)

b 平城宮東院庭園地区 二条条間路北側溝SD五二〇〇B b

- 1
(郷カ) 遠敷郡車持
(国カ)

(98) × (12) × 6 039 『城』三五一一

c 平城宮東院庭園地区 東二坊坊間路東側溝SD一七七七九

- 1 若狭国遠敷郡
(佐分カ) 郷
(200) × 26 × 3 019

『城』三四一三三(# 「補遺」一六一九)

d 平城宮第一次大極殿院西辺 南北溝SD三八二五C

- 1 若狭国遠敷郡 余戸里穴人 臣足
 御調塩

160 × 35 × 4 031 『平城宮』七一・二七九四

- 2
(忌浪カ)
(郷カ)
 ・ 塩三斗

(134) × 24 × 4 039 『平城宮』七一・二七九五

「補遺」 〓 『福井県史研究』 一〇・一一・一六で報告した若狭・越前国関係木簡補遺（号数と木簡番号を記す）

『集成』 〓 奈良文化財研究所『評制下荷札木簡集成』（木簡番号を記す）

『藤原宮』 〓 同『藤原宮木簡』（号数と木簡番号を記す）

『飛鳥藤原京』 〓 同『飛鳥藤原京木簡』（号数と木簡番号を記す）

『飛』 〓 同『飛鳥藤原宮発掘調査出土木簡概報』（号数と掲載頁を記す）

『平城宮』 〓 同『平城宮木簡』（号数と木簡番号を記す）

『平城京』 〓 同『平城京木簡』（号数と木簡番号を記す）

『城』 〓 同『平城宮発掘調査出土木簡概報』（号数と掲載頁を記す）

『木研』 〓 木簡学会『木簡研究』（号数と掲載頁を記す）

一 若狭国関係木簡

(1) 飛鳥地域（奈良県明日香村）

a 飛鳥京跡 東西溝SD九二〇五

- 1 野五十戸 秦勝黒閑 152×28×5 031 『集成』 一一九（#「補遺」 一六一）
又 椋人二人并二斗

b 飛鳥池遺跡南地区 水溜SX 二二二〇

- 1 丁亥年若佐小丹評 木津部五十戸 197×30×3 031 『飛鳥藤原京』 一一八（『集成』 一二四）
秦人小金二斗

c 飛鳥池遺跡南地区 水溜SX 二二二二

- 1 三分□□□□ 〔五十戸カ〕 (98)×16×4 039 『飛鳥藤原京』 一一一〇五（『集成』 一二三）

資料編

凡例

- 一、『福井県史 資料編1 古代』収録の「若狭・越前国関係木簡」及び『福井県史研究』一〇・二二・一六で報告した「若狭・越前国関係木簡補遺」（それぞれ、館野和己・田中正人・的矢俊昭執筆）以後に出土あるいは報告された若狭・越前国関係木簡、及び先の報告の積文が後に訂正されたものを収録した。ただし越前関係でも後に能登・加賀両国に含まれる地域の木簡は採録していない。またこれまで報告した木簡の中には、出典が概報、論文や研究会資料などであり、その後報告書が刊行されているものもあるが、積文に変更がない場合は取り上げなかった。
- 二、木簡積文の表記方法については、奈良文化財研究所方式と木簡学会方式とがある。これまでの報告では、上下端が原形をとどめていることを示す「・」や、切り込みを示すく、折れているがさらに文字が続くことが予想される場合の×などの記号を用いる木簡学会方式を採用したが、ここではそれらを用いない奈良文化財研究所方式で表記する。

ただし同方式でも、欠損文字のうち字数の確認できるものを示す□□、字数の数えられないものを示す□「」、記載内容から上または下にさらに文字があることを推定できることを示す□「・□」、それに欠損文字に加えた注で、疑問が残るものを示す「カ」は用いている。
- 一、積文下の上段の数字は、木簡の長さ・幅・厚さを示す（単位はミリ）。欠損や二次的整形を受けている場合は、現存部分の法量を括弧付きで示した。下段の数字は、木簡の現状の形態を示す型式番号である。その意味は適宜文中で述べる。
- 一、木簡の集成にあたっては、独立行政法人国立文化財機構奈良文化財研究所がホームページで公開している木簡データベースを利用した。またそこには木簡に関する諸情報を記載しているので、参照していただきたい。
- 一、資料編の中で用いた記号は以下の通りである。

記号を付けた既報告の積文を訂正したもの
- 一、出典の略号は次の通りである。

『資料』 Ⅱ 『福井県史 資料編1 古代』（若狭・越前国関係木簡）（木簡番号を記す）